

県立夜間中学において令和9年度から使用する教科用図書の採択に関する実施要綱

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第2項の規定に基づき、県立とよはし中学校、県立とよた中学校、県立こまき中学校及び県立いちのみや中学校(以下「県立夜間中学」という。)において令和9年度から使用する教科用図書(以下「教科書」という。)の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科書の調査選定

- (1) 教科書の選定に当たっては、教科書を選定させるための委員会(以下「選定委員会」という。)を開催する。選定委員会の設置にあたっては、別に定める。
- (2) 委員は、教科書の専門的な調査研究の必要性などの観点から、次に掲げる者のうちから構成する。なお、委嘱又は選任に当たっては、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行う。
 - ア 県立夜間中学の管理職及び教員代表
 - イ 学識経験者又は支援者
 - ウ 愛知県教育委員会指導主事
- (3) 委員は、各自で慎重に調査研究を重ね、その結果を選定委員会に報告する。
- (4) 教科書の選定は、2(3)の報告を踏まえ、選定委員会において協議の上決する。
- (5) 委員長は、選定委員会における協議経過等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備させる。
- (6) 選定委員会は、愛知県教育委員会に選定結果を報告する。

3 教科書の採択

愛知県教育委員会は、選定委員会から報告される選定結果を検討し、教科書について、種目ごとに1種の教科書の採択を行うものとする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、教科書の採択に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。